

令和7年4月組織見直しについて

市民サービスの向上を図り、多様な行政課題に適切に対応するとともに、部署の統合等を行い、職員が流動的に動ける体制を作り、より効率的で効果的な行政運営を行うため、令和7年4月1日付けで組織の見直しを行います。

1 危機管理部

(1) 危機管理課

危機管理課を副市長直轄の「危機管理室」へ改組します。

多様化する災害・危機事象に、より迅速かつ的確に対応するため、「危機管理室」を副市長直轄として位置づけ、危機管理監を配置します。

2 政策部

(1) 企画政策課

「企画広報係」を、「企画係」「広報係」に分割します。

それぞれの係に係長を配置し、企画部門、広報部門の体制強化を図ります。

(担当業務の変更)

ホームページ	企画政策課	→ デジタル推進課
要望等とりまとめ	秘書課	→ 企画政策課「企画係」
少子化対策	定住促進センター	→ 企画政策課「企画係」
シティプロモーション	定住促進センター	→ 企画政策課「広報係」

(2) 秘書課

要望等の取りまとめの業務を企画政策課へ移管し、秘書業務に専念できる体制とします。

(担当業務の変更)

要望等とりまとめ	秘書課	→ 企画政策課「企画係」
----------	-----	--------------

(3) 定住促進センター

定住促進センターを廃止します。

平成21年の設置から15年が経過し、財政健全化の取組の中で、業務量の減少が見込まれることから、定住促進センターを廃止し、業務を関連部署へ振り分けます。

(担当業務の変更)

少子化対策	定住促進センター	→ 企画政策課「企画係」
シティプロモーション	定住促進センター	→ 企画政策課「広報係」
移住・定住/協力隊/若者会議	定住促進センター	→ まちづくり課「まちづくり係」
空き家の利活用	定住促進センター	→ 都市計画課「空き家対策係」

(4) 協働のまちづくり課

市民に分かりやすい名称とするため、「まちづくり課」に変更します。

また、定住促進センターから、移住・定住や地域おこし協力隊、若者会議等の業務を引き継ぎ、まちづくり協議会との連携を図ります。

(担当業務の変更)

移住・定住/協力隊/若者会議

定住促進センター → まちづくり課「まちづくり係」

(5) デジタル推進課

公式LINEシステムの運用開始に伴い、ホームページと一体的な運用を行い、効果的な情報発信に取り組みます。

(担当業務の変更)

ホームページ

企画政策課

→ デジタル推進課

行政改革

デジタル推進課

→ 総務課「総務係」

3 総務部

(1) 総務課

行政改革推進の取組は、人事、財政など総務部所管の項目が多く、より効果的に進めていくため、総務課へ移管します。

(担当業務の変更)

行政改革

デジタル推進課 → 総務課「総務係」

新庁舎建設

総務課

→ 公有財産管理課「公有財産管理係」

(2) 人事課

「人事係」「人材育成係」を統合し、「人事・人材育成係」とします。

現在、正職員7人で3係体制のため、係長や係員を兼務で対応しています。2係体制に変更し、係長、係員の適正配置を行います。

(3) 財政課

課内室「公有財産活用室」を、総務部の単独課とし、名称を「公有財産管理課」とします。

廃校や廃園による跡地利用や、公共施設等総合管理計画に基づくマネジメントを推進するため、体制強化を図ります。

また、都市計画課「建築営繕係」を統合し、庁舎の建設や、公有建物の維持管理及び修繕を一体的に取り組みます。

※執務室は、定住促進センター跡を想定しており、移転に伴う経費は3月補正予算で要求の予定です。

(担当業務の変更)

新庁舎建設

総務課

→ 公有財産管理課「公有財産管理係」

建築営繕

都市計画課

→ 公有財産管理課「建築営繕係」

(4) 税務課・収納対策課

収納対策課を税務課に統合し、税務課「収納対策係」とします。

これまでは、賦課業務は税務課、収納・還付業務は収納対策課が担当してきましたが、統合することにより、賦課から収納・還付までを一体的に取り組める体制とします。

4 市民生活部

(1) 環境課

上下水道部下水道課所管の合併処理浄化槽補助金は、一般会計の支出であるため、企業会計の下水道課から、環境課へ移管します。

(担当業務の変更)

合併処理浄化槽補助金 下水道課 → 環境課「資源循環係」

5 健康福祉部・こども部

(1) 健康福祉部・こども部

健康福祉部とこども部を統合し、「こども・健康福祉部」とします。

これまでの社会福祉事務所業務に加え、今後は、高齢者や障がい者、子どもなど、重層的な支援体制が求められていることから、健康福祉部とこども部を統合し、様々な対象者に対して一体的に取り組める体制とします。

(2) 地域福祉課・まるごと支援推進課・生活福祉課・みんな就労支援センター

まるごと支援推進課・生活福祉課・みんな就労支援センターの業務を、地域福祉課へ集約し、所属職員が流動的に動ける体制とします。

「福祉総務係」「障がい福祉係」の2係体制のうち、まるごと支援推進課の業務は「福祉総務係」が引き継ぎ、みんな就労支援センターの業務を引き継ぐ「就労支援係」、生活福祉課の業務を引き継ぐ「生活福祉係」を新設し、4係体制とします。

(担当業務の変更)

・まるごと支援推進課業務

地域包括ケアシステム/重層的支援体制整備 → 地域福祉課「福祉総務係」

チアサポート事業/認知症 → 長寿支援課「高齢福祉係」

・生活福祉課業務

生活保護 → 地域福祉課「生活福祉係」

・みんな就労支援センター

障がい者就労/生活困窮者就労 → 地域福祉課「就労支援係」

ひきこもり → 地域福祉課「福祉総務係」

(3) 長寿支援課

「介護事業者指導係」を「介護保険係」へ統合し、2係体制とします。

また、高齢者が対象であるチアサポート事業及び認知症関連事業は、長寿支援課「高齢福祉係」が引き継ぐこととします。

(担当業務の変更)

チアサポート事業 まるごと支援推進課 → 長寿支援課「高齢福祉係」
認知症 まるごと支援推進課 → 長寿支援課「高齢福祉係」

(4) 子育て支援課

子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター「ほっと★はぐ」を統合し、「こども家庭センター」を新設します。

「こども家庭センター」は、全ての妊婦，子育て世帯，子どもへ一体的に相談支援を行う機関として，こども家庭庁から，市町村での設置が努力義務とされているものです。

6 建設部・上下水道部

(1) 建設部・上下水道部

上下水道部を「建設部」へ統合します。

土木や電気等の技師を建設部に集約し，災害時など緊急対応が必要な場合に，職員が流動的に動ける体制とします。

(2) 建設管理課

産業部農政水産課の農林業施設の維持補修業務を，技師を集約する建設部の建設管理課へ移管します。

技師を集約する建設部の建設管理課へ移管し，複数人で対応できる体制とします。

(担当業務の変更)

農林業施設の維持補修 農政水産課 → 建設管理課「維持補修係」

(3) 都市計画課

「建築営繕係」を，新たに設置の「公有財産管理課」へ移管します。

また，政策部定住促進センターの廃止に伴い，空き家の利活用に関する事業を都市計画課へ移管し，「空き家対策係」の新設により，老朽空き家対策と合わせて，空き家対策の窓口を一元化します。

(担当業務の変更)

空き家の利活用 定住促進センター → 都市計画課「空き家対策係」
建築営繕 都市計画課 → 公有財産管理課「建築営繕係」

(4) 水道課・下水道課

水道課と下水道課を，「上下水道総務課」，「上下水道工務課」に再編します。

これまで，水道課，下水道課でそれぞれ担当していた業務を，事務系業務を担当する上下水道総務課と工事系業務を担当する上下水道工務課に再編します。

下水道課「維持普及係」が担当していた合併処理浄化槽補助金業務は，環境課「資源循環係」へ移管します。

(担当業務の変更)

合併処理浄化槽補助金 下水道課 → 環境課「資源循環係」

7 産業部

(1) 農政水産課

農林業施設の維持補修業務を，技師を集約する建設部の建設管理課へ移管し，今後はソフト事業のみを担当します。

(担当業務の変更)

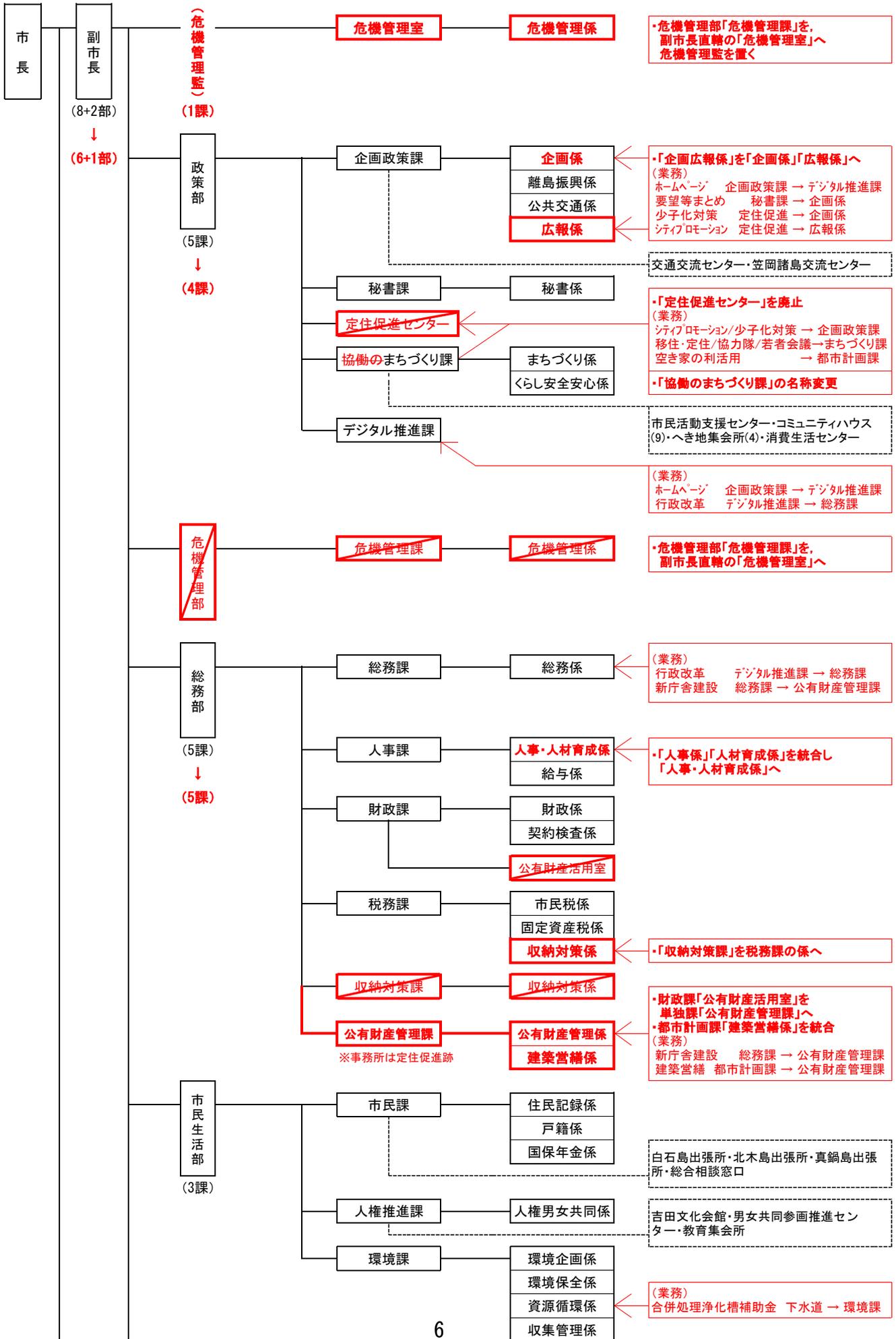
農林業施設の維持補修 農政水産課 → 建設管理課「維持補修係」

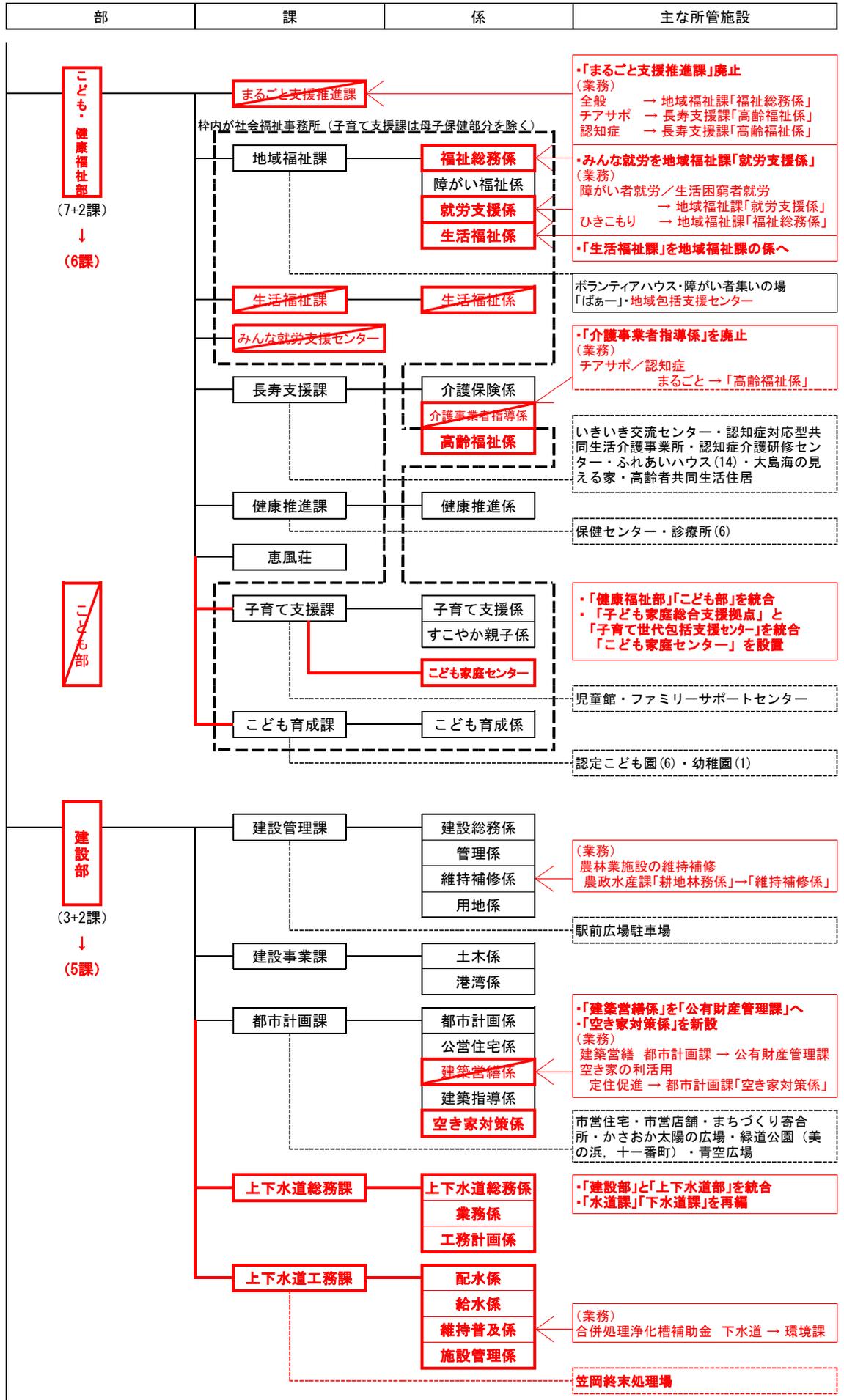
8 市民病院

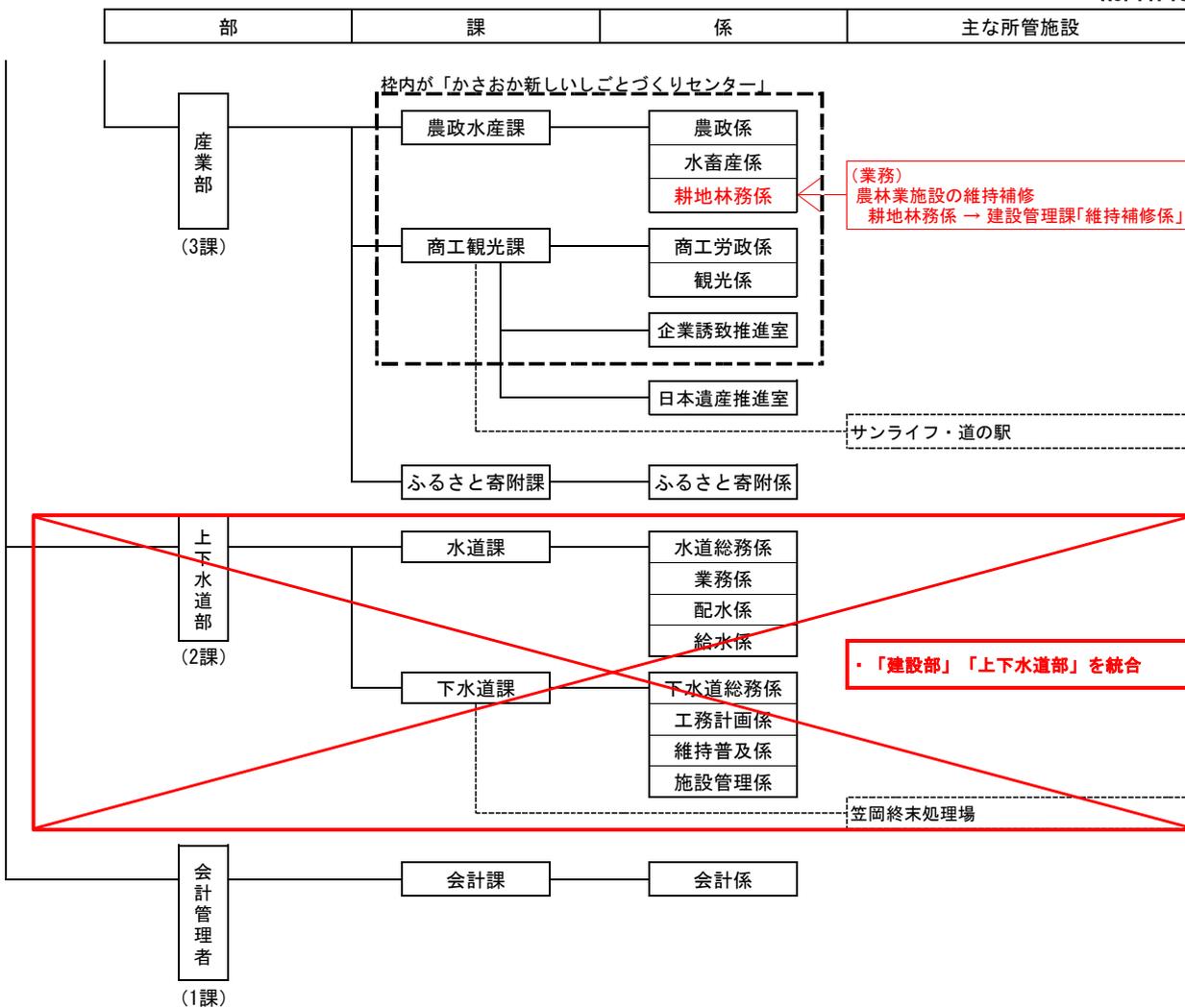
(1) 事務局事務課

名称が分かりにくかったため，他部署と同様に「病院総務課」に変更します。

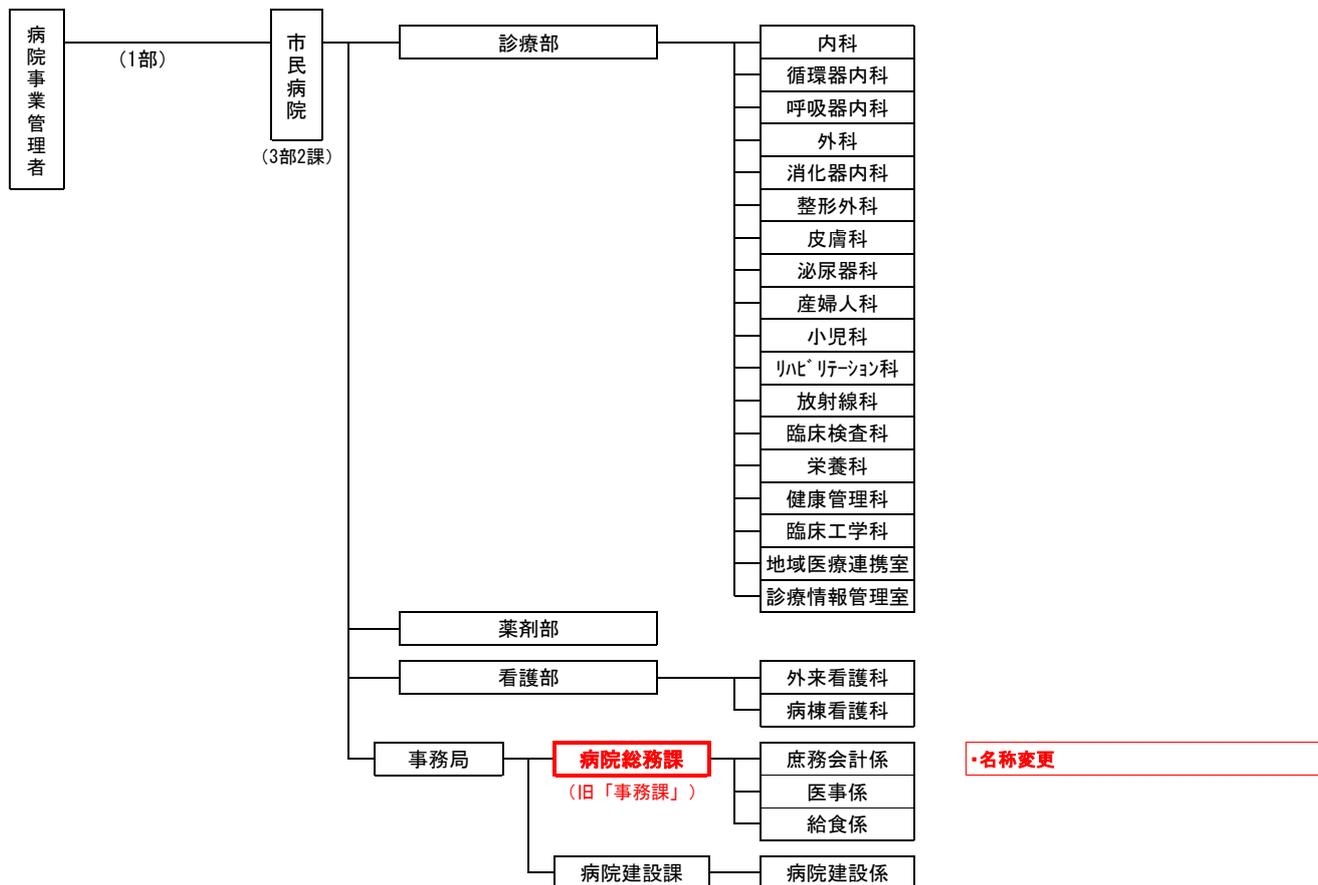
部	課	係	主な所管施設
---	---	---	--------



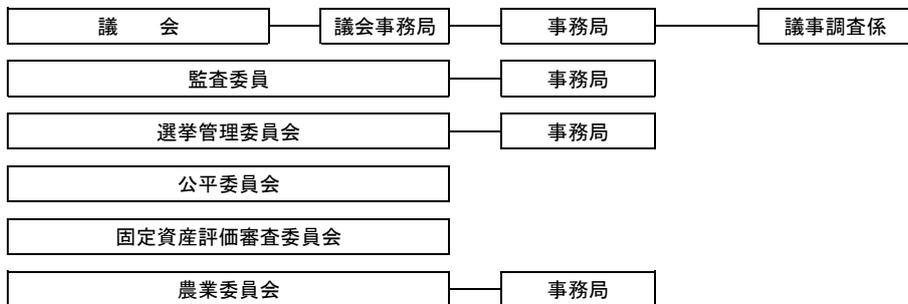
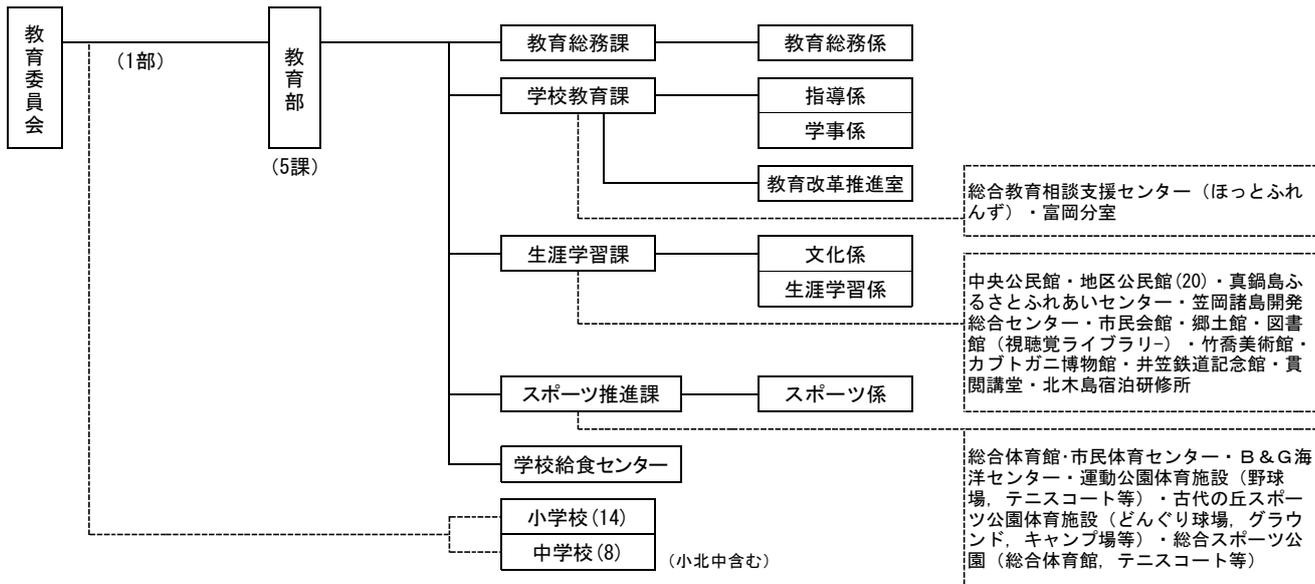




部	課	係	主な所管施設
---	---	---	--------



部	課	係	主な所管施設
---	---	---	--------



[派遣]

内閣府
中四国農政局
中国地方整備局
岡山県
岡山県後期高齢者医療広域連合
笠岡市観光協会
笠岡市社会福祉協議会